



[Close Up]

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

# 町の介護保険料

高齢者の保健・福祉・介護などの将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

問合先

役場健康福祉課  
47-5021

## 第8期計画がスタート

3年ごとに事業計画を見直すことになっている介護保険制度。町では令和3年3月、第8期となる「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しました。計画期間は令和3年4月から令和6年3月までです。

## 65歳以上の保険料

計画策定に伴い、必要な介護保険料の算定を行いました。昨今の社会情勢を考慮して、各個人の負担を上げないように基金を取り崩した結果、保険料の基準額（年額）は前期と同額で6万6千円の据え置きとなります。今後も情勢を考慮しながら、要介護状態になることを予防する取り組みや、介護が必要になっても安心して生活できる体制の充実を図ります。

### ■第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者		基準額に 対する 割合	年額の 保険料 (円)
	町民税の 課税状況	所得などの条件		
1	非課税 (世帯全員)	次のいずれかに該当する人 ・生活保護を受給 ・老齢福祉年金を受給 ・合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	0.3	19,800
2	非課税 (世帯全員)	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.5	33,000
3	非課税 (世帯全員)	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える	0.5	33,000
4	非課税 (本人)	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下で世帯に町民税課税者がいる	0.9	59,400
5	非課税 (本人)	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え、世帯に町民税課税者がいる	1.0 (基準額)	66,000
6	課税	合計所得金額が120万円未満	1.2	79,200
7	課税	合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	85,800
8	課税	合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	99,000
9	課税	合計所得金額が320万円以上	1.7	112,200

※第1～3段階の人の介護保険料は公費によって負担が軽くなるように調整しています。

よりよい介護保険制度実現に向けて

## 介護保険運営協議会委員 募集



- ▶対象 町内在住の20歳以上の人
- ▶募集人数 3人
- ▶内容 会議への参加（年3回程度）
- ▶任期 3年（令和3～5年度）
- ▶応募方法 次の2点を直接または郵送で申し込む  
①応募申込書 ※申込書は役場健康福祉課にあります。  
②作文（200字程度・様式自由・テーマ「超高齢社会について考えること」）※当日消印有効。
- ▶応募締切 6月29日◎
- ▶申込・問合先 役場健康福祉課 ☎ 47-5021

### Q.保険料は今後上がる？

高齢者がさらに増え要介護（要支援）認定者やサービス費用の増加などが続いた場合、介護保険料が増加することが推測されます。

### Q.保険料の増加を防ぐには？

できるだけ介護サービスを利用せず、元気で自立した生活を送ることが必要です。そのためには元気なうちからの介護予防に向けた習慣や取り組みが大切になります。町で開催する各種健康教室も積極的にご利用ください。

